土佐清水市地場産品販売施設管理仕様書

　土佐清水市地場産品販売施設（以下「当該施設」という。）において、指定管理者が行う業務内容とその範囲は、この仕様書に基づきます。当該施設の管理にあたり原則的な条件を記載したものであり、指定管理者は効果的かつ効率的な施設管理を実施すること。

1．趣旨

　本仕様書は、土佐清水市地場産品販売施設設置条例に基づき、当該施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2．施設の管理に関する基本的な考え方

 　施設の管理は、下記の項目に沿って行うこと。

（1）当該施設は地場産品の販売を行い、農林水産物の流通の活性化と交流人口の拡大を図るという施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

（2）当該施設は地域の特産物を優先して取り扱うこと。

（3）当該施設の衛生面には十分留意し清掃を徹底すること。

（4）効率的な運営を行うこと。

（6）地域住民の雇用に努めること。

3．施設の概要

（1）名　称 土佐清水市地場産品販売施設

（2）所在地　土佐清水市三崎６７１番地６

（3）施設の区分及び面積

　　668.52㎡（新施設：594㎡、既存棟（旧食堂部分）：74.52㎡）

4．開館時間及び休館日

　（1）休館日　　1月1日及び市長が必要あると認める日

（2）開館時間

|  |  |
| --- | --- |
| 地場産品販売施設 | 午前8時30分～午後5時30分 |

※必要があると認めるときは、市長の承認を得て上記を変更することができる。

※当該施設の整備及び補修その他管理上必要があるときは、施設の全部又は一部の利用を休止することができる。

５．指定期間

　令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

６．法令等の遵守

　当該施設の管理運営にあたっては、この仕様書のほか次に掲げる法令に基づいて行わなければならない。

（1）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（2）土佐清水市地場産品販売施設設置条例（平成１６年条例第２７号）

（3）土佐清水市地場産品販売施設設置条例施行規則（平成１６年規則第２１号）

（4）土佐清水市個人情報保護条例（平成１５年条例第２８号）

（5）土佐清水市情報公開条例（平成１１年条例第２号）

７．業務内容

（1）当該施設の運営に関すること。

　　①　職員の雇用等に関すること。

　　　ア　施設責任者を配置すること。

　　　イ　地元住民を優先して雇用すること。

　　　ウ　職員の勤務形態は、施設の運営管理に支障がないように定めること。

　　　エ　職員に対して、施設の管理運営に必要な接遇などの研修を実施すること。

 ②　当該施設の利用の許可に関する業務

　　③　地場産品の販売を行い、農林水産物の流通の活性化と交流人口の拡大を図るとい　　　　う施設の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

（2）当該施設及び設備の維持管理に関すること

　　①　施設の概要に掲げる施設や設備の適正な管理を行うとともに、次の保守管理を行

うこと。

 敷地及び施設の清掃、消防設備、空調機器等

（3）その他

　　　緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこ　　　と。

8．管理経費等について

（1）指定管理者が費用を負担する範囲

　　施設の大規模修繕（原型を変ずる修繕など）及び天災による修繕以外の指定管理者業務にかかる費用はすべて指定管理者が払うものとする。

（2）事業報告

　　指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告を行うこと。

（3）経理規定

　　指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

（4）立入検査について

　　市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の立入検査を行うこととする。

9．業務を実施するにあたっての注意事項

　　業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して業務を円滑に実施すること。

（1）公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人、　　　団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。

（2）指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。

（3）指定管理者は、施設の管理運営にかかる各種規定、要綱を作成する場合は、市と協　　　議を行うこと。

（4）指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせることは出来ない。

（5）各種規定等がない場合は、市の諸規定に準じて、業務を実施すること。

（6）その他、この仕様書に記載のない事項については、市と協議を行い決定する。

10．協議

　指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理　　について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

11．損害賠償

　指定管理者の故意又は重大な過失により発生した火災・盗難・破損等により市に損害を及ぼした時は、その一切の費用は指定管理者が負担するものとする。

12．指定管理料

　施設の管理に関する管理料は無料とする。

　なお、指定期間までの運営準備等にて、発生する費用については、指定管理者が全て負担するものとする。

13．施設利用料

　施設全体を使用するための利用料は、年額254万円以内とする。前期分を9月に半額、後期分を3月に半額を納付すること。

14.利用料の減免

　施設利用料については、減免規定により、減免を受けることができるものとする。

15．道の駅について

　道の駅の管理協議に応じること。